

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	上野原市	西原	飯尾	地区名	飯尾(いいお)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本計画箇所は、上野原市西原飯尾地区に位置する一級河川鶴川の左支上流に位置している。平成23年9月の台風15号の豪雨により山腹崩壊が発生し、荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、山腹崩壊地の復旧と土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
②整備目標・効果					③経済妥当性				
□主要目標					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 8.93 > 1.0				
○土石流被害の防止 保全対象 人家 11戸 県道 500m 市道 200m 土砂整備率 (現況)53% < 70% ※ 災害実績 有 (平成23年9月21日台風15号) ※ 重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 主要地方道上野原・丹波山線) ※ (※ 評価基準値)					・便益(B) = 1196 百万円 ・費用(C) = 134 百万円				
					④事業実施・規模の妥当性				
□副次目標					⑤整備手法の有効性				
□副次効果					・流域内に不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はな				
					⑥環境負荷への配慮				
○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 主要地方道上野原・丹波山線) ○飲雑用水の安定供給(飯尾地区の取水施設)					⑦事業計画の熟度				
					・地元上野原市より強い要望あり。				
(2)整備内容と整備量					<妥当性評価>				
①整備内容					・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断。				
②整備期間					(4)事業間優先度評価				
③総事業費					・貢献度ランク: a 副次効果ランク 1 優先度評価: S I				
④全体計画					(5)総合評価				
⑤既整備内容・期間・事業費					○				
昭和60年 床固工2基 38百万円 昭和61年 床固工1基 18百万円 昭和61年 山腹工 19百万円 昭和62～平成3年 山腹工 33百万円					【事業位置図等】				
					省略				